平成 2 0 年 2 月 1 3 日 放送大学規程第 1 1 号 改正 平成 20 年 4 月 30 日、平成 21 年 9 月 9 日、 平成 26 年 2 月 19 日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則第45条及び放送大学大学院学則第41条の規定に基づき、 放送大学(以下「本学」という。)の学部及び大学院の学生又は学生団体(以下「学生等」と いう。)の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

- 第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、行うものとする。
  - 一 卒業又は修了時において、特に優秀な学業成績を修めたと認められる学生
  - 二 本学における学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、本学の名誉を高めたと認められる学生等
  - 三 課外活動において、特に顕著な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる学生等
  - 四 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる学生等
  - 五 その他前各号と同等以上に表彰に値すると認められる学生等

(表彰候補者の推薦)

第3条 前条各号のいずれかに該当する表彰候補者は、学長表彰候補者推薦書(別紙様式)により、学長に推薦される。

(表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された者について、学生委員会の議を経て、表彰される者を決定する。

(表彰方法)

- 第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状にあわせて、副賞を贈呈することができる。

(事務)

第6条 表彰に関する事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

附 則(平成20年4月30日)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年9月9日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成26年2月19日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 学長表彰候補者推薦書

推薦年月日	年 月 日
推薦する学生	氏名又は団体名(代表者名):
又は団体	
	(団体の場合は代表者について記載)
	専攻・プログラム : (全科履修生又は修士全科生の場合に記載)
	学生種 :
	所属学習センター:
	連絡先:
	住所
	電話
	E-mail
推薦基準	□学業成績 □学術研究活動 □課外活動 □社会活動 □その他
推薦理由	
推薦者	
	氏 名: 印
	所属•職名:
	連絡先:
	電話
	E-mail

- 備考 1. 推薦基準欄には、どの基準によって推薦するのか該当する項目に印を付けてください。
  - 2. 推薦理由欄には、被推薦者(個人又は団体)が受けた評価、修めた成績、受けた賞、課外活動、社会活動の内容等について具体的に記入し、そのことを証明する参考書類(写)(団体の場合は名簿を含む。)を添付してください。
  - 3. 本書の個人情報は、推薦内容確認等の連絡用に利用します。